



外国人介護人材受入れガイド

本ガイドでは、外国人介護人材の受入れにあたってのポイントについて解説します。
外国人介護人材の受入れの参考としてご活用ください。
受入れにあたってのポイントは、大きく5つ！

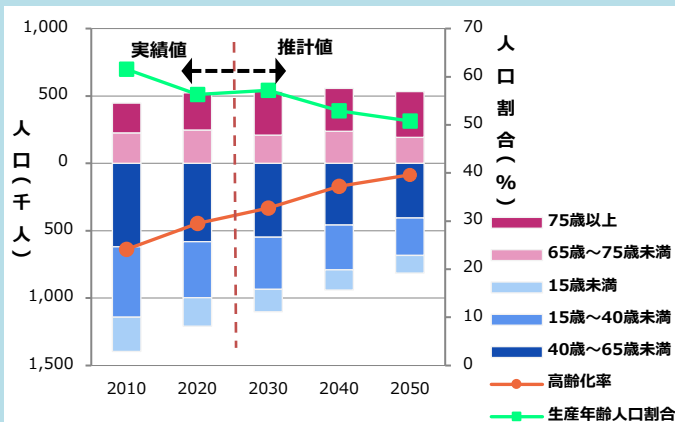
- ① 介護人材を取り巻く国内外の環境を知る
- ② 在留資格の違いを知る
- ③ 受入れ時の注意点を知る
- ④ 採用プロセスや採用に要する期間を知る
- ⑤ 介護施設や外国人職員本人の声を知る



1 介護人材を取り巻く国内外の環境を知る

将来人口の推移（三重県）

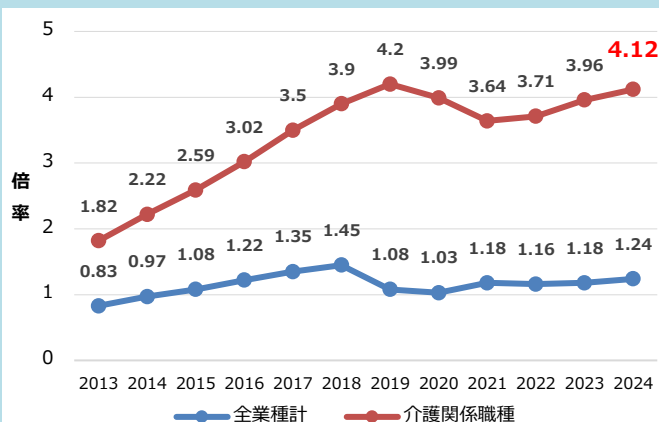
高齢者人口と高齢化率が増加していく一方、生産労働人口は大きく減少することが推計されています。



出典：2000年～2020年まで総務省「国勢調査」、2025年以降国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

有効求人倍率（三重県）

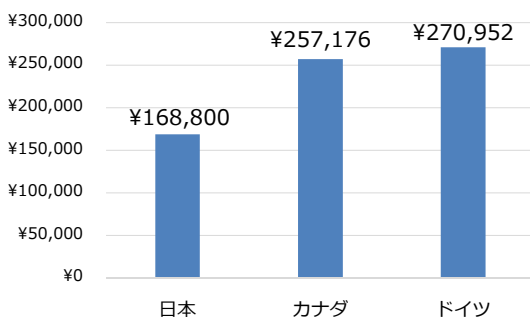
介護分野では1人の求職者を4事業所で取り合う状態であり、他産業と比較して人材確保が難しい状況です。



出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」

海外との介護職の賃金比較

世界的な人材獲得競争の中、いかにして優秀な外国人材を継続的に獲得できるかが重要な課題となっています。

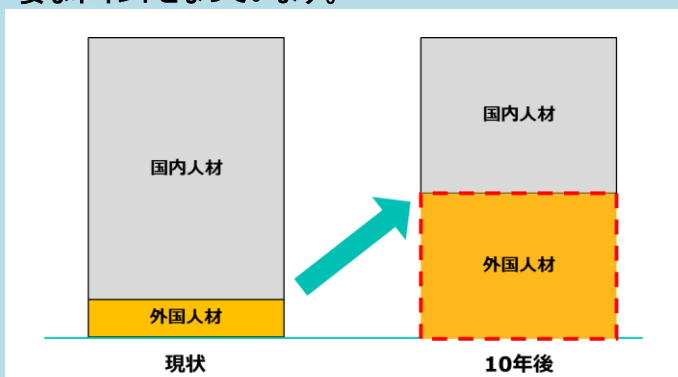


日本は2024年10月の全国平均。カナダ、ドイツは介護職種の最低賃金で週40時間20日の概算値（為替2024年9月）

出典：海外における外国人介護人材獲得に関する調査研究事業報告書より作成

人材戦略の見直し

人口減少社会の中では、外国人材を採用するかしないかではなく、いつ・どのくらい採用するかが企業戦略での重要なポイントとなっています。



2 外国介護人材を受入れる際の在留資格を知る



3つの在留資格を比較してみましょう

特定技能 1号	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●介護等の人手不足が深刻な分野で、一定の専門性・技術を有する就労目的の外国人を受入れるための在留資格です。 ●日本語能力評価試験と介護技能評価試験に合格後、入国が可能となります。 ●勤務形態や雇用人数に関する制限が少なく、入国後すぐに就労が可能な在留資格です。（特定技能制度で雇用できる外国人の上限は、常勤介護職員数となっています。） ●特定技能1号の外国人介護職員を雇用するには、定期的なサポートと在留期間の更新といった業務が必要です。これらを外注する場合、委託料などの経費が発生します。
在留可能年数	最長5年
日本語能力の目安	入国時に、「①JLPTN4 又は JFT合格」「②介護職場で働くうえで必要な専門用語が理解できること」
介護に関する技能試験	CBT（Computer Based Testing）技能試験合格
受入調整機関等の支援	登録支援機関による支援を委託する必要があります。 *過去に2年以内に外国人を雇用、管理を適正に行った実績があれば、外国人を受け入れる介護施設自身が登録支援機関に登録することができます。
訪問介護での勤務	不可 *令和7年度中に制限が緩和される予定
転職の可否	可能

日本語能力と介護技術のレベルを試験で確認

↓

受入機関（介護事業者）と雇用契約を締結

↓

特定技能1号介護の対象者として入国

↓

介護施設にて雇用（通算 最長5年間）

在留資格「介護」
※介護福祉士取得の場合

帰国

費用の目安

初期費用

約80万円

月額費用

1~3万円

※初期費用には、人材紹介料、送り出し機関手続き費用、在留資格申請、保険料、健康診断費等が含まれます。月額費用は、登録支援機関による義務的支援の費用となります。これに加えて、渡航費用や社宅準備費用等が必要となります。

技能実習	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●日本の「技能」、「技術」、「知識」を開発途上国等に移転することを目的に外国人を受入れ、OJT等を通じて技術を習得してもらう在留資格です。 ●入国後、管理団体（事業協同組合や商工会等）による講習を受講した上で、技能実習が開始します。 ●転職が原則不可であるため、転職のリスクが低い留資格です。 ●技能実習の外国人介護職員を雇用するにあたり、管理団体への経費が継続的に発生します。
在留可能年数	最長5年 (技能実習1号：1年、技能実習2号：2年、技能実習3号：2年)
日本語能力の目安	入国時：JLPTN4 入国後1年終了後（技能実習2号移行時）：JLPTN3程度
介護に関する技能試験	なし
受入調整機関等の支援	外国人の受入れ前に、入国手続きや入国後の生活支援・学習支援を行う管理団体を選定する必要があります。
訪問介護での勤務	不可 *令和7年度中に制限が緩和される予定
転職の可否	原則不可

技能実習生として入国

↓

監理団体による講習

↓

介護施設などで実習（最長5年）
 1年目終了時：実技試験と学科試験
 3年目終了時：実技試験と学科試験
 5年目終了時：実技試験と学科試験

在留資格「介護」
※介護福祉士取得の場合

特定技能

帰国

費用の目安

初期費用

約100万円

月額費用

2~4万円

※初期費用には、監理団体の入会金、在留資格申請、保険料、健康診断費、講習費用等が含まれます。月額費用は、監理費用となります。これに加えて、渡航費用や社宅準備費用、監理団体の年会費等が必要となります。

※令和9年度中に技能実習制度は廃止され、新設される「育成就労」の在留資格に以降する予定です。

		介護
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●介護福祉士を取得した外国人は、無制限で在留することが可能な「介護」の在留資格を取得できます。 ●留学生として介護福祉士養成校で学び、介護福祉士を取得するのが「介護」の在留資格取得の一般的な方法です。 ●介護福祉士養成校の卒業生は、国家試験試験の可否を問わず、介護福祉士の資格を有するものとされる経過措置があります。 ●留学生は、介護福祉士養成校に通学しながら、週28時間まではアルバイトとして雇用が可能です。 ●業務や雇用人数の制限はなく、日本人と同様に就労することが可能な在留資格です。 	<div style="text-align: center;"> <p>留学生として入国</p> <p>↓</p> <p>介護福祉士養成学校に留学(2年以上)</p> <p>↓</p> <p>介護福祉士養成学校を卒業</p> <p>↓</p> <p>介護施設等にて雇用 経過措置適用の場合:最長5年(通算)</p> </div>
在留可能年数	制限なし	
日本語能力の目安	介護福祉士試験合格レベルの日本語 (JLPTN 2以上)	
介護に関する技能試験	介護福祉士試験合格	
受入調整機関等の支援	なし *受入調整機関がないため、事業者自ら介護福祉士養成校等と連携して、自主的な採用活動を行う必要があります。	
訪問介護での勤務	可能	
転職の可否	可能	

初期費用

費用の
目安

留学生への奨学金
(2年間)
約150万円

※三重県の介護福祉士養成校で学ぶ留学生に介護施設が支給する奨学金の目安となります。

*以上の在留資格の他に、EPA（経済連携協定）に基づき、介護福祉士候補者として外国人介護人材を受入れる方法があります。

3 外国介護人材を受入れる際の注意点を知る

受入れにあたっての9のポイント

- ①

法令や制度の理解

労働基準法や外国人労働者に適用される法律を理解し、適正な労働条件の確保など法令遵守が必要です。
- ②

外国人雇用管理体制の構築

外国人材の指導担当者を決めて、外国人職員と日本人職員が行う業務や役割の見直しが必要です。また、外国人材が理解できるマニュアル作成が必要です。
- ③

生活環境の整備

外国人材の住居の確保する等、日常生活がスムーズにスタートできる環境を整えることが必要です。
- ④

日本語教育の充実

日本語で会話する練習の機会や介護現場で必要となる専門用語を学習する機会を提供することが大切です。
- ⑤

異文化理解の推進

ジェスチャーや言葉遣い、文化的な慣習を理解するために研修等を行うことが必要です。また、外国人材と日本人職員が交流できる場を設けて、互いの理解を深めることが大切です。
- ⑥

多様性の尊重と公平な対応

異なる文化背景を持つ人材を尊重し、価値観を理解することが大切です。日本人と同様の待遇、公平な対応で接することが必要です。
- ⑦

健康管理体制の確立

雇入れの前や定期的に健康診断を受診させる等、安心して働ける環境を提供することが大切です。万が一に備えて緊急連絡体制を構築しておくことが大切です。
- ⑧

地域との交流

地域行事への外国人材の参加等、地域住民と交流できる機会を提供し、地域の一員として円滑に定着できるよう支援することが大切です。
- ⑨

キャリア形成支援

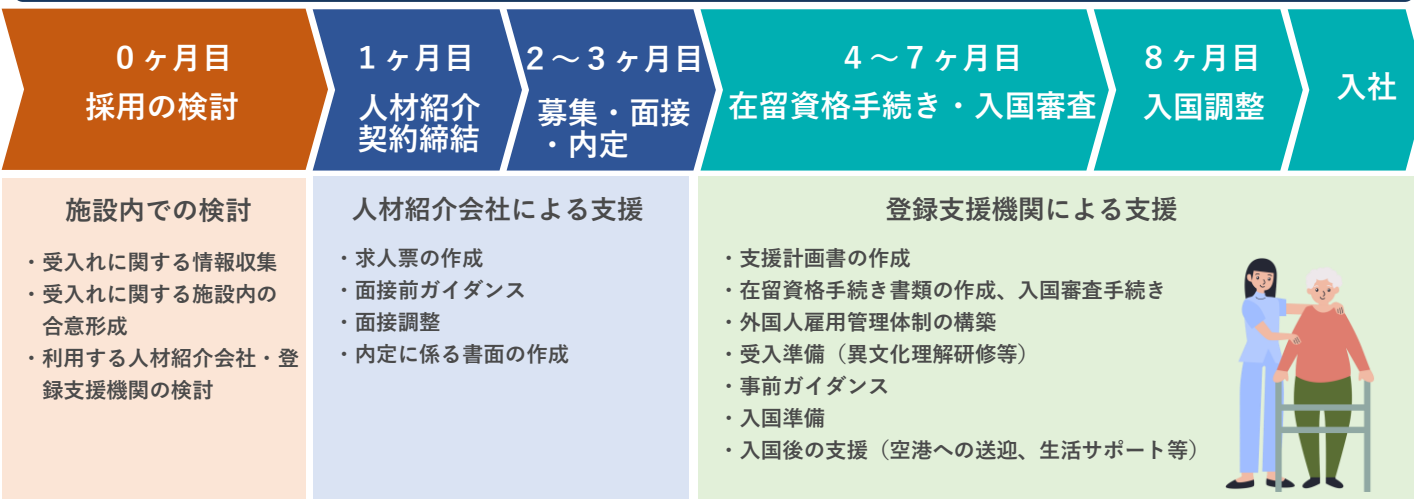
離職を防ぐためには、外国人材の希望を踏まえたキャリアプランを設計し、キャリアプランを実現するために必要な学習支援の仕組みを制度化することが大切です。



4 特定技能外国人の採用プロセスを知る

外国人材の採用を検討し始めてから、施設内の合意形成を経て、入社までに1年以上かかるのが一般的です。入国にかかる手続き（入国管理庁への申請書類の準備、入国審査等）が必要となり、中でも入国審査には2～4か月程度必要となります。外国人材を初めて受入れる場合は、入国にかかる手続きと並行して施設内の体制整備や受入れ準備を行うことが重要です。

特定技能外国人を採用する場合の標準的な流れ



5 外国人介護人材を採用した介護施設や外国人職員の声

令和6年度に本県で開催した外国人介護人材受入支援セミナーにおける声を紹介します。

介護施設の声

Q 受入れた外国人材の印象や一緒に働いてみた感想は？

A 誠実、一生懸命に仕事に取り組んでいただいています。外国人職員の働く姿勢をみて、私たち自身も働く姿勢について考えさせられる良い機会となりました。外国人職員を受入れる前は、日本人を採用することが最優先事項としていましたが、今は、日本人か外国人を問わず当施設で働きたいといった熱意や人柄を一番考えて、人材の採用を行っています。

Q 施設の日本人職員の反応は？

A コミュニケーションは最初は少し戸惑う場面もありましたが、日本語はどんどん上達していくため、語学についての不安はすぐに無くなりました。外国人職員へ業務を伝えるにあたり、具体的な指示や説明が求められるようになり、業務の見直しや透明性が高まることに繋がりました。

外国人職員の声

Q 介護の仕事で楽しいと思うことは？

A お年寄りと接するのがとても好きです。介護をする事で入居者さんがとても喜んでくれることが嬉しく、楽しく生活されている様子を見るのもとても楽しいです。

Q 今後の目標は？

A 介護をするだけでなく、ケアプラン等の書類も作ることが出来るようになりたいです。介護福祉士の資格をとりたくて、日本語の勉強を毎日しています。施設の職員の方も日本語の勉強のために、時間を作ってくれるので、頑張ることができます。

※本ガイドは、令和6年12月時点の情報で作成しています。

【お問い合わせ】

三重県 医療保健部 長寿介護課（〒514-8570 三重県津市広明町13番地）
TEL:059-224-2262 FAX:059-224-2919 E-mail: chojus@pref.mie.lg.jp